

山梨県子育て支援推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 本県の子育て支援に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、山梨県子育て支援推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(本部の構成)

第2条 本部は、本部長、本部長代理、副本部長、本部員で構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第3条 本部会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 子育て支援施策の総合調整に関すること。
- (2) 山梨県こども計画の推進に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

2 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

(連絡会議)

第4条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本部会議から指示された事項の調査・検討に関すること。
- (2) 子育て支援に係る施策・事業の調整に関すること。

2 連絡会議の構成員は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 座長は子育て・次世代サポート課長をもって充てる。

4 連絡会議は、座長が招集し、掌理する。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、総合県民支援局子育て・次世代サポート課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１０月２３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（本部会議）

本部長	知事
本部長代理	副知事
副本部長	総合県民支援局長
本部員	公営企業管理者、教育長、警察本部長、富士山未来・次世代交通統括官、感染症対策統括官、こども・次世代統括官、多様性・働き方統括官、山梨ブランド・国際戦略統括官、スポーツ統括官、知事政策補佐官、人口減少危機対策本部事務局長、高度政策推進局長、新価値・地域創造推進局長、総務部長、防災局長、福祉保健部長、森林環境部長、産業政策部長、観光文化・スポーツ部長、農政部長、県土整備部長、会計管理者

別表２（連絡会議）

座長	子育て・次世代サポート課長
構成員	各部局等企画調整主幹等、警察本部警務課企画室長